

児童扶養手当制度

(令和6年11月1日現在)

支給要件

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。手当が支給された方は、これをその趣旨に従って用いなければならないことになっています。

母子家庭	父子家庭
次のいずれかに当てはまる児童を監護している母又は母に代わって養育している方(養育者) 1 父母が離婚した後、父と生計を別にしていない児童 2 父が死亡した児童 3 父が重度の障害の状態にある児童 4 父の生死が明らかでない児童 5 父に1年以上遺棄されている児童 6 父が母の申立てにより保護命令を受けた児童 7 父が引き続き1年以上拘禁されている児童 8 母が婚姻によらないで懐胎した児童	次のいずれかに当てはまる児童を監護し、かつ生計を同じくしている父又は父に代わって養育している方(養育者) 1 父母が離婚した後、母と生計を別にしていない児童 2 母が死亡した児童 3 母が重度の障害の状態にある児童 4 母の生死が明らかでない児童 5 母に1年以上遺棄されている児童 6 母が父の申立てにより保護命令を受けた児童 7 母が引き続き1年以上拘禁されている児童

注) ただし次の場合は、手当は支給されません。

- 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- 児童や手当を受けようとする父若しくは母又は養育者が日本国内に住んでいないとき
- 父又は母が婚姻しているとき(婚姻の届け出を出していなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます)

手当月額

対象児童	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	45,500円	45,490円～10,740円
2人目加算	10,750円	10,740円～5,380円
3人目以降加算	10,750円	10,740円～5,380円

注1) 一部支給額は所得により10円単位で減額されます。

注2) 所得により手当の全部が支給停止される場合があります。

注3) 3人目以降加算は、1人あたりの加算額です。

※令和6年11月1日以降 第3子以降の加算額が引き上げられました(第2子と同額)

所得制限限度額

前年の所得が、下表の額以上の方は、その年度(11月から翌年の10月まで)の手当の一部又は全部が支給停止になります。

扶養義務者の所得が所得制限限度額以上になると、その年度の手当の全部が支給停止になります。扶養義務者とは、同居している受給者の父母・兄弟・姉妹・祖父母・子等のうち、最も所得の高い人をいいます。

扶養親族の数	令和5年分所得の所得制限限度額 () 書きは給与所得者の場合、所得に対応する収入額です		
	請求者本人		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円 (1,420,000円)	2,080,000円 (3,343,000円)	2,360,000円 (3,725,000円)
1人	1,070,000円 (1,900,000円)	2,460,000円 (3,850,000円)	2,740,000円 (4,200,000円)
2人	1,450,000円 (2,443,000円)	2,840,000円 (4,325,000円)	3,120,000円 (4,675,000円)
3人以上	以下所得については380,000円ずつ加算		

限度額に加算されるもの

①請求者本人の場合 同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき15万円

②孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合

老人扶養親族1人につき6万円(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く)

※令和6年11月1日以降 所得制限限度額が引き上げられました。

所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－下記の諸控除－80,000 円(社会保険料相当額)＋養育費の 80%

<各種控除額>

障害者控除	270,000 円	医療費控除	住民税で控除された額
特別障害者控除	400,000 円	配偶者特別控除	
勤労学生控除	270,000 円	小規模企業共済等掛金控除	
寡婦控除	270,000 円	雑損控除	
		配偶者特別控除	
ひとり親控除	350,000 円	令和3年度以降の母による受給の場合は、寡婦控除、ひとり親控除は適用されません。また、父による受給の場合は、ひとり親控除は適用されません。	
公共用地取得による土地代金の特別控除	800 万円～5,000 万円	長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る以下の特別控除額 ① 公共事業などのために土地建物を買った場合 5,000 万円 ② 居住用財産を買った場合 3,000 万円 ③ 特定土地区画整理事業などのために土地を買った場合 2,000 万円 ④ 特定住宅地造成事業などのために土地を買った場合 1,500 万円 ⑤ 平成 21 年及び平成 22 年に取得した国内にある土地を譲渡した場合 1,000 万円 ⑥ 農地保有の合理化などのために土地を買った場合 800 万円 ⑦ 上記の①～⑥のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額 5,000 万円	

手当額の計算方法

第 1 子 手 当 額＝ 45,500 円 － ((受給者の所得額－所得制限限度額) × 0.025 + 1 0)

第 2 子以降加算額＝ 10,750 円 － ((受給者の所得額－所得制限限度額) × 0.0038561 + 1 0)

※受給者の所得額… 収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の 8 割相当額を加算した額です。

※所得制限限度額… 所得制限限度額は、扶養親族等の数に応じて変わります。

※0.025 等の係数は固定された数値ではありません。物価変動等の要因により改定される場合があります。

申請手続きについて

申請者本人が、認定請求書に必要書類を添えてお住まいの市町の窓口で申請してください。審査の結果、認定されれば申請の翌月分から手当が支給されます（奇数月に年6回、各2か月分をまとめて受け取ることができます。）

添付書類 戸籍謄本（申請者と対象児童のもの）

養育費等に関する申告書

支払金融機関の預金通帳の写し など

支給要件事由により、提出していただく書類が異なるほか、申請者の状況により、別途書類を提出していただく場合がありますので、詳しくは市町の窓口にお問い合わせください。

※児童扶養手当の申請にはマイナンバーが必要です。申請者本人・児童・扶養義務者の「マイナンバーが確認できる書類（通知カード等）」及び申請者本人の「身元確認ができる書類（運転免許証等）」を窓口にお持ちください。

手当の受給開始から5年等を経過した場合の一部支給停止について

母又は父に対する手当は、手当の受給開始から5年又は支給要件に該当した月から7年を経過したときのいずれか早い月から、手当額の一部が支給停止されることとなっています。（認定請求をした日に、満3歳未満の児童を監護している受給資格者については、児童が満8歳に達した月の翌月から手当額の一部が支給停止されることとなっています。）

ただし、就労している方、求職活動中の方、自立に向けた職業訓練中の方、あるいは障害や疾病などにより就労できない正当な理由がある方などは、そのことを証明する書類を添えて「一部支給停止適用除外事由届出書」を提出することにより、次の現況届の時まで、従来どおりの支給を受けることができます。

手当を受けている方の届出

受給中は次のような届出が必要です。

届出が遅れたり、提出しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、支給済みの手当を返還していただくこととなりますので、必ず本人が、提出してください。

現況届	受給資格者全員が、毎年8月1日から8月31日までの間に必要な書類とともに提出します。 この届を提出しないと、その年の11月以降の手当の支給を受けることができなくなります。 また、2年間現況届を提出しないしていると、時効により受給資格がなくなります。
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
一部支給停止適用除外事由届出書	受給開始から5年又は支給要件に該当した月から7年を経過するとき以降の毎現況届時に関係書類とともに提出します。
その他の届出	住所・氏名・銀行口座を変更したとき、受給者が死亡したとき、所得制限限度額以上の扶養義務者と生計同一となったとき、又は別居したとき、公的年金を受給するようになったときなど

次のような場合は受給資格がなくなります

- 手当を受けている父又は母が婚姻したとき（内縁関係、同居等を含みます。）
- 母子家庭…児童を監護・養育しなくなったとき（児童の施設入所、里親委託、婚姻を含みます）
- 父子家庭…児童と生計が別になったとき（児童の施設入所、里親委託、婚姻を含みます）
- 受給資格者又は児童が、日本国内に住所を有しなくなったとき
- 児童が、死亡したり行方不明になったとき
- 遺棄などの理由で、家庭を離れていた父又は母が、電話や手紙で連絡してきた、仕送りがあった又は帰宅したとき
- 刑務所に拘禁されていた父又は母が、出所したとき（仮出所を含む）

***事実婚が疑われる場合は、児童扶養手当支給要件該当の有無を調査することがあります。ご理解ください。**

***児童扶養手当法第35条により、偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。**

支払いスケジュール

令和6年8月に提出いただく現況届により、1年間（令和6年11月～令和7年10月）の手当額が決定します。各月の支払時期は以下のとおり2か月分ずつ年6回支払います。



【大切なお知らせ】
児童扶養手当を受給されている皆さまへ



「児童扶養手当」と「公的年金等」の 両方を受給する場合は、手続きが必要です！

公的年金等を受給する場合の児童扶養手当について

児童扶養手当は、

公的年金等（*1）を受けるときは、
手当額の全部又は一部を受給できません（*2）。

（*1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

（*2）公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、
その差額分を児童扶養手当として支給します。



そのため、以下の手続きを必ず行ってください。

● 公的年金等を新たに受給する場合

→ 速やかにお住まいの市区町村にお問い合わせください。

必要な手続▶ お住まいの市区町村の児童扶養手当窓口にお越しいただき、
・ 公的年金給付等受給状況届
・ 公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）
等を提出してください。

- 公的年金等が過去に遡って給付される場合や、
公的年金を受給し、市区町村への手続きが遅れた場合
→ 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。手続きは早めに行うようご注意ください。